

新型コロナウイルス感染でお困りの
中小企業・小規模事業者・個人事業主の皆様へ

弁護士によるご相談を

お受けしております！

こんなお悩み
ありませんか？

雇用

- 緊急事態宣言が発出されて店舗を臨時休業にしたが、休ませている従業員の給与を払う必要がありますか。
- 経営が苦しいので、従業員を解雇できますか。

取引

- 海外からの部品が入手できず、商品を取引先に納入できない場合、責任が生じますか。
- 取引先から、経営が苦しいから取引を停止すると、突然言われましたが、どうしたらよいのでしょうか。

資金 繰り

- 税金・社会保険料、家賃、借入返済などの支払いは猶予してもらえますか。
- 資金繰りが厳しいのですが、融資はどこから受けられるのでしょうか。



まずはお電話ください。

Webでもお申し込み可能。

ご相談の流れは、
当センターHPで
ご確認ください。



新型コロナウイルスに関する
事業者向け情報を公開中



Q&A集



リンク集

TEL

03-3581-8977

受付時間：平日10:00～16:00 (Webは24時間受付可能)

東京弁護士会 中小企業法律支援センター

URL <http://cs-lawyer.tokyo/>